

薬生衛発 0325 第 1 号
令和 2 年 3 月 25 日

各省庁会計担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務実施段階における新型コロナウイルス感染症の
発生状況を踏まえた対応について

ビルメンテナンス業務の発注については、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について」（平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 4 号各省庁担当部局の長あて厚生労働省健康局長通知）により、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくよう御願いするとともに、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含む。以下同じ。）に対して本ガイドラインの周知徹底を御願いしているところです。

本ガイドラインでは、業務実施段階において、業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更を求めているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染した業務従事者やその濃厚接触者等がビルメンテナンス業務に従事できなくなることに伴い受注者から仕様書の変更等の申し出があった場合は、特段の事情がない限り、本ガイドライン「2 発注関係事務の適切な実施」の「（4）業務実施段階」における「予期することのできない特別な状態が生じた場合」に当たると考えられますので、適切に御対応いただきますよう、御願いたします。

また、併せて、貴省庁のビルメンテナンス業務発注関係部局に対して、本通知の周知を御願いたします。

【参考】

●ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン
(抄)

(平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 4 号健康局長通知)

2 発注関係事務の適切な実施

(4) 業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。